

# 多機能型ブルーオーシャン(就労継続支援 A 型・主たる事業所)及び就労継続支援事業所ブルーウイングス(就労継続支援 A 型・従たる事業所)の運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人宝寿会(以下「事業者」という。)が設置する多機能型ブルーオーシャン及び就労継続支援事業所ブルーウイングス(以下「事業所」という。)がおこなう障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者支援法」又は「法」という。)に規定する指定就労継続支援A型の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援A型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定就労継続支援A型の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとし、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業所は 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供をおこなうこととし、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- 3 前項のほか「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)、に定める内容及びその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 指定就労継続支援A型をおこなう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 主たる事業所
  - (1)名称 多機能型ブルーオーシャン
  - (2)所在地 群馬県伊勢崎市波志江町 3062-1
- 2 従たる事業所
  - (1)名称 就労継続支援事業所ブルーウイングス
  - (2)所在地 群馬県太田市新田木崎町 1190-2

## (通常事業の実施地域)

第4条 指定就労継続支援A型をおこなう通常の実施地域は、次のとおりとする。

- (1)主たる事業所:伊勢崎市、前橋市、桐生市、みどり市の全域とする。
- (2)従たる事業所:太田市、館林市、邑楽郡内の全域とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、障害者総合支援法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供をおこなうため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及業務の一元的な管理・指揮命令をおこなう。

(2)サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア)個別支援計画の作成にあたっては

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえでの適切な支援内容の検討をおこなない作成する。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握にあたり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合においては、適切に意思決定の支援をおこなうために、当該利用者の意志及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

(イ) サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則としたうえで、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意志決定の支援が行われるよう努めることとする。

(ウ) サービス管理責任者が担当者等を招集しておこなう会議(個別支援会議)について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

(エ) 指定就労継続支援A型において作成した計画(以下「個別支援計画 A」という。)の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で作成した個別支援計画書 A を利用者へ交付するとともに、指定特定相談支援事業者等にも交付する。

(オ) 個別支援計画Aの作成後においては、個別支援計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、各サービスの個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更すること。

(カ) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(キ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(ク) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

① 職業指導員 1 名以上

職業指導員は、個別支援計画 A に基づき、各人の能力、希望などを配慮し、作業意欲の向上を図り、作業指導、作業評価等の関連業務に従事する。又生産活動の機会の提供及び職場実習の実施・受入先の確保等も行ない、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

② 生活支援員 1 名以上

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに、個別支援計画 A に基づいたサービスの提供を行う。

③ 調理員 1 名以上

調理員は、利用者に提供する食事の調理業務に従事する。

④ 事務職員

事務職員は、必要な事務を行う。

(管理職の兼務範囲)

第6条 管理者が第5条第一項の責務を果たせる場合には、同一の事業者によって設置される他の事業所・施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所・施設等で従事する時間帯も、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を的確におこなうことができる場合において、当該事業所の管理者又は従業者としての職務にも従事できるものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 主たる事業所

- 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし国民の祝日は営業日とし、12月30日から1月3日までは除く。
- 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。

(2) 従たる事業所

- 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、国民の祝日は営業日とし、1月1日を除く。
- 営業時間 午前8:30時から午後17:30までとする。
- サービス提供時間 午前9時から午後17時までとする。

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 主たる事業所 定員 10名
- (2) 従たる事業所 定員 10名

(主たる対象者)

第9条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (ア) 身体障がい者
- (イ) 知的障がい者
- (ウ) 精神障がい者
- (エ) 難病等対象者

(サービスの内容)

第10条 指定就労継続支援A型の内容は、次のとおりとする。

- ① 就労継続支援A型計画の作成
- ② 食事の提供
- ③ 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- ④ 雇用契約を締結する利用者による就労の機会の提供及び当該生産活動の内容
  - ▶ 大型機械による洗濯作業他
  - ▶ 清掃・ベットメイク作業・その他請負作業
- ⑤ 実習先企業等の紹介
- ⑥ 求職活動支援
- ⑦ 職場定着支援
- ⑧ 生活相談
- ⑨ 健康管理
- ⑩ 訪問支援
- ⑪ 送迎サービス
- ⑫ 施設外就労
- ⑬ 利用者に対し、指定計画相談支援をおこなう者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供をおこなう。
- ⑭ その他必要な訓練、支援、相談。助言

(利用者から受領する費用の額等)

第11条 指定就労継続支援A型を提供した際には、利用者から当該指定就労継続支援A型に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型を提供した際は、利用者から当該指定就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス基準額の支払いを受けるものとする。この場合においては、提供した指定就労継続支援A型等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(ア) 食事の提供に係る費用 【昼食】 1食につき300円(うち食材料費300円)

ただし支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(イ)日用品費の実費

(ウ)その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(指定就労継続支援A型における雇用契約の締結及び賃金の支払い等)

第12条 事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結するものとする。

- 2 雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)及び最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)その他関係法令等に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を賃金として支払うものとする。

(指定就労継続支援A型に係る利用者の労働時間及び作業時間)

第13条 第12条における雇用契約に基づき就労する利用者の1日当たりの労働時間は9時間(うち休憩時間 1 時間)とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 14 条 利用者が指定就労継続支援A型の提供を受ける際は、事業者は利用者に対し次の各号に掲げる事項に留意するよう説明を行う。また利用者は本事業所の定める諸規則を守り、管理者その他職員の指導又は指示に従うものとする。

- (1)管理者及び関係職員の指導による日課を励行し、本事業所内の秩序を保ち、日常生活の向上に努める。
- (2)安全の基準を守り、環境衛生の保持に努め、安全衛生に関する職員の指示に従う。
- (3)常に自らの健康保持に努める。又健康診断の結果必要と認められた場合は、その症状に応じ必要な処置を行う。
- (4)身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出る。
- (5)遅刻、早退、欠勤をする場合は、職員に連絡する。
- (6)本事業所内において次の行為をしてはならない。
  - ① 無断で事業所を離れること
  - ② けんか、口論、泥酔など他人に迷惑をかけ、あるいは作業を妨げること
  - ③ 事業所内で許可なく私物を製作修理し、又は室内の物品を許可なく室外に持ち出してはならない。
  - ④ 指定した場所以外で火気を用い、又は喫煙すること
  - ⑤ 本事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
  - ⑥ 本事業所の運営に著しく支障をきたすこと

⑦ その他事業所の規則で禁じていること

(7) 故意又は過失によって本事業所に物的損害を与えた時は、その損害を弁償し、又は原状に修復しなければならない。又、損害賠償の額は、利用者及び保証人の弁済能力に応じて減免するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第15条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額が法に規定する負担上限月額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第16条 現に指定就労継続支援A型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定就労継続支援A型の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定就労継続支援A型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第18条 事業所は、指定就労継続支援A型の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する。

- 2 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 提供した指定就労継続支援Aに関し、県又は市町村(以下「県等」という。)が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は県等の職員からの質問若しくは照会には、迅速に応じる。さらに、県等が行う調査に協力するとともに、県等から指導又は助言を受けた場合は、当該

指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 県等から求めがあった場合には、前項までの改善の内容を県等に報告する。
- 5 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

#### (個人情報の保護)

- 第19条 利用者又はその家族の個人情報については、指定就労継続支援A型の提供の目的以外では原則的に利用しないものとし、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 他の指定障害福祉サービス事業所等、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
  - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

- 第20条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 2 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、指定就労継続支援A型の提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束等の原則禁止)

- 第21条 事業所は、指定就労継続支援A型のサービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その状態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
  - 3 身体拘束適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする)を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ることとする。
  - 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

- 5 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとする。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労継続支援 A 型の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1)採用時研修 採用後 3カ月以内

(2)継続研修 年1回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援A型等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援A型を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定就労継続支援A型の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。